熊谷市クビアカツヤカミキリ用薬剤等貸出規程

令和４年３月３０日　環境政策課長決裁

１　目的

この規程は、被害木を管理している者に対し、市で購入した薬剤等を貸し出すことで、クビアカツヤカミキリによる被害拡大を防止することを目的とする。

２　対象者

薬剤等の貸し出しを受けることができる者は、以下のとおりとする。

⑴　自治会

⑵　神社（寺院は除く）の管理者

⑶　公共施設の管理者

※個人で被害木を管理している者は「熊谷市クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金」を活用してもらう。

３　借用申請書の提出について

薬剤等の貸し出しを希望する者（以下「使用者」という。）は、薬剤等借用申請書（様式第１号、以下「申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

４　貸し出し

⑴　市長は申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、支障がないと認めたときは、当該申請書が提出された日から起算して７日を超えない期間を定めて、使用者に貸し出すものとする。

⑵　以下のいずれかに該当するときは、貸し出しを認めないものとする。

ア　営利を目的として使用するとき。

イ　その他、市長が不適当と認めたとき。

⑶　薬剤等の貸し出し方法は、使用者が貸出日に熊谷市役所江南庁舎に出向いて借り受けるものとする。

⑷　薬剤等の貸し出し期間は、貸出日から起算して７日を限度とする。

５　使用料

薬剤等の使用料は無料とする。

６　使用者の責務

⑴　使用者は、薬剤等を丁寧に取り扱わなければならない。

⑵　使用者は、故意又は過失により器具の破損や薬剤を流出させたときは、速やかに市長に報告するとともに、同一の器具及び薬剤、又は市長が相当と認める額を弁償しなければならない。

７　使用者の遵守事項

⑴　薬剤の適正量を超えて使用しないこと。
⑵　被害木は、自らが管理するものであること。
⑶　薬剤等を使用するときは、周辺環境に十分配慮すること。
⑷　薬剤等を第三者に転貸しないこと。

8　使用の中止

市長は、使用者が上記７に掲げる事項を遵守しなかったときは、当該薬剤等の貸出を中止することができる。

9　返却

薬剤等の返却方法は、使用者が熊谷市役所江南庁舎まで運搬し、引き渡すものとする。

10　事故の責任

薬剤等の使用時の事故による責任の一切は、使用者にて負うものとする。

11　実績報告

使用者は、薬剤等返却の際に併せて、薬剤等使用実績報告書（様式第２号）を提出しなければならない。

12　その他

この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。